

本原原発第47号
平成26年2月28日

原子力規制委員会
原子力規制庁 原子力防災課長
金子 修一 殿

中部電力株式会社
執行役員 原子力部長
増田 博 殿

「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」における
読み替えについて

当社は、原子力災害対策特別措置法第7条第1項に基づき、「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下、「防災業務計画」という。）を作成しておりますが、独立行政法人原子力安全基盤機構が解散されることを受け、添付資料のとおり防災業務計画の読み替えを行いましたので、ご連絡いたします。

次回修正までの間、添付資料のとおり、読み替えにより運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料：「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」変更前後対照表

以 上

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 変更前後対照表 (1/11)

現 行	修正案	修正理由等
浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 平成25年12月 中部電力株式会社	浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 平成26年3月 中部電力株式会社	原子力安全基盤機構の廃止月に 合わせ変更。

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 変更前後対照表 (2/11)

現 行	修正案	修正理由等																											
<table><tr><th>修正回</th><th>修正年月日</th><th>主な修正内容</th><th>備考</th></tr><tr><td>15</td><td>平成25年12月25日</td><td> - 原子力災害対策特別措置法関係政省令の改正に伴う修正 - 社内組織改定に伴う変更 - 記載の適正化 </td><td></td></tr><tr><td colspan="4"> </td></tr></table>	修正回	修正年月日	主な修正内容	備考	15	平成25年12月25日	- 原子力災害対策特別措置法関係政省令の改正に伴う修正 - 社内組織改定に伴う変更 - 記載の適正化						<table><tr><th>修正回</th><th>修正年月日</th><th>主な修正内容</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">15</td><td>平成25年12月25日</td><td> - 原子力災害対策特別措置法関係政省令の改正に伴う修正 - 社内組織改定に伴う変更 - 記載の適正化 </td><td></td></tr><tr><td>(平成26年3月1日)</td><td>(独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う補正)</td><td></td></tr><tr><td colspan="4"> </td></tr></table>	修正回	修正年月日	主な修正内容	備考	15	平成25年12月25日	- 原子力災害対策特別措置法関係政省令の改正に伴う修正 - 社内組織改定に伴う変更 - 記載の適正化		(平成26年3月1日)	(独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う補正)						補正理由を追記
修正回	修正年月日	主な修正内容	備考																										
15	平成25年12月25日	- 原子力災害対策特別措置法関係政省令の改正に伴う修正 - 社内組織改定に伴う変更 - 記載の適正化																											
修正回	修正年月日	主な修正内容	備考																										
15	平成25年12月25日	- 原子力災害対策特別措置法関係政省令の改正に伴う修正 - 社内組織改定に伴う変更 - 記載の適正化																											
	(平成26年3月1日)	(独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う補正)																											

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 変更前後対照表 (3/11)

現 行	修正案	修正理由等
23. 安全パラメータ伝送システム（以下、「SPDS」という。） 防災業務計画等に関する命令第2条第2項4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報、その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。 24. 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）、独立行政法人原子力安全基盤機構、静岡県及び関係市町とを接続する情報通信ネットワークをいう。 第3節 計画の基本構想 原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法、電気事業法等に基づき、その設計、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一である。特に運転の段階においては、運転管理、燃料管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法第37条第1項に基づく保安規定に基づき活動を行う。 したがって、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。 1. 原子力災害予防対策の実施 周到かつ十分な予防対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等 2. 緊急事態応急対策等の実施 迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定事象発生時の通報、緊急体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施、関係機関への原子力防災要員派遣等 3. 原子力災害事後対策の実施 適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等 5	23. 安全パラメータ伝送システム（以下、「SPDS」という。） 防災業務計画等に関する命令第2条第2項4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報、その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。 24. 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）、静岡県及び関係市町とを接続する情報通信ネットワークをいう。 第3節 計画の基本構想 原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法、電気事業法等に基づき、その設計、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一である。特に運転の段階においては、運転管理、燃料管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法第37条第1項に基づく保安規定に基づき活動を行う。 したがって、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。 1. 原子力災害予防対策の実施 周到かつ十分な予防対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等 2. 緊急事態応急対策等の実施 迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定事象発生時の通報、緊急体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施、関係機関への原子力防災要員派遣等 3. 原子力災害事後対策の実施 適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等 5	原子力安全基盤機構解散に伴う 変更

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 変更前後対照表 (4/11)

現 行	修正案	修正理由等
(2) 発電所長は、緊急時対策所及びSPDSを常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。 (3) 発電所長は、非常用電源を緊急時対策所及びSPDSに供給可能なように整備・点検する。 (4) 発電所長は、緊急時対策所に以下の設備を配備し統合原子力防災ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）に接続する。また、発電所長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、<u>オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。</u> ア、非常用通信機器（IP 電話、IP ファックス） イ、テレビ会議システム ウ、SPDS 2. 原子力事業所災害対策支援拠点 (1) 本店原子力部長は、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設の中から原子力事業所災害対策支援拠点となる候補の施設として、別図2-11及び別表2-12に示す施設をあらかじめ選定しておく。 (2) 本店原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を常に使用可能な状態に維持されていることを確認する。 (3) 本店原子力部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備され、定期的に点検が行われていることを確認する。 3. 防災会議室 (1) 本店総務部長は、別表2-12に示す防災会議室を本店におき、常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設とする。 (2) 本店原子力部長は、SPDSを常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設及び設備とする。 (3) 本店総務部長は、非常用電源を防災会議室及びSPDSに供給できるように整備・点検する。	(2) 発電所長は、緊急時対策所及びSPDSを常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。 (3) 発電所長は、非常用電源を緊急時対策所及びSPDSに供給可能なように整備・点検する。 (4) 発電所長は、緊急時対策所に以下の設備を配備し統合原子力防災ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）に接続する。また、発電所長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及び<u>オフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</u> ア、非常用通信機器（IP 電話、IP ファックス） イ、テレビ会議システム ウ、SPDS 2. 原子力事業所災害対策支援拠点 (1) 本店原子力部長は、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設の中から原子力事業所災害対策支援拠点となる候補の施設として、別図2-11及び別表2-12に示す施設をあらかじめ選定しておく。 (2) 本店原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を常に使用可能な状態に維持されていることを確認する。 (3) 本店原子力部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備され、定期的に点検が行われていることを確認する。 3. 防災会議室 (1) 本店総務部長は、別表2-12に示す防災会議室を本店におき、常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設とする。 (2) 本店原子力部長は、SPDSを常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設及び設備とする。 (3) 本店総務部長は、非常用電源を防災会議室及びSPDSに供給できるように整備・点検する。	原子力安全基盤機構解散に伴う変更

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 変更前後対照表 (5/11)

現 行	修正案	修正理由等
(4) 本店原子力部長は、防災会議室に以下の設備を配備し統合原子力防災ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）に接続する。本店原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、<u>オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。</u> ア、非常用通信機器（IP 電話、IP ファックス） イ、テレビ会議システム 4. 一時退避先 発電所長は、別図2-12に定めるそれぞれの場所に、立て看板等により、その場所が一時退避先であることを掲示する。また、発電所長は、一時退避先を指定又は変更したときは、関係者に周知する。 5. 応急処置施設 発電所長は、別図2-10に示す応急処置施設を常に使用可能な状態に整備する。 6. 気象観測設備 発電所長は、別図2-10及び別表2-13に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。 7. 放送装置 発電所長は、発電所における所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。	(4) 本店原子力部長は、防災会議室に以下の設備を配備し統合原子力防災ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）に接続する。本店原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及び<u>オフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</u> ア、非常用通信機器（IP 電話、IP ファックス） イ、テレビ会議システム 4. 一時退避先 発電所長は、別図2-12に定めるそれぞれの場所に、立て看板等により、その場所が一時退避先であることを掲示する。また、発電所長は、一時退避先を指定又は変更したときは、関係者に周知する。 5. 応急処置施設 発電所長は、別図2-10に示す応急処置施設を常に使用可能な状態に整備する。 6. 気象観測設備 発電所長は、別図2-10及び別表2-13に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。 7. 放送装置 発電所長は、発電所における所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。	原子力安全基盤機構解散に伴う変更

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 変更前後対照表 (6/11)

現 行	修正案	修正理由等
別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (1/4) (1) 発電所内での事象発生時 (平日昼間) 総括・広報・IR部長 (※1) 発見者 発電所台長 技術課長 (※2) 発電所長 (※3) (原子力防災管理者) 静岡県 危機管理課 原子力安全対策課 (静岡県知事) 静岡県 環境放射線監視センター 御前崎市 防災課 (御前崎市) 牧之原市 総務部 (危機管理課) 掛川市 危機管理課 菊川市 安全課 磐田市 自治防災課 島田市 防災課 袋井市 防災課 藤枝市 危機管理課 焼津市 危機管理課 森町 総務課 吉田町 防災課 菊川警察署 警備課 御前崎市消防本部 牧之原市相良消防本部 掛川市消防本部 菊川市消防本部 磐田労働基準監督署 御前崎海上保安署 原子力保安検査官 原子力防災専門官 中部経済産業局 総務企画部 総務課 内閣府 (内閣総理大臣) (※4) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 (原子力規制委員会) 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 (※4) 内閣府 政策統括官付 (※4) 本店 原子力部 東京支社 静岡支店 〃 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリによる通報 (一斉FAX) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所) (※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、対外情報班長 (※2) 発電所対策本部が設置されている場合は、技術班長 (※3) 発電所対策本部が設置されている場合は、発電所対策本部長 (※4) 「別表2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、連絡を行わない。 6	別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (1/4) (1) 発電所内での事象発生時 (平日昼間) 総括・広報・IR部長 (※1) 発見者 発電所台長 技術課長 (※2) 発電所長 (※3) (原子力防災管理者) 静岡県 危機管理課 原子力安全対策課 (静岡県知事) 静岡県 環境放射線監視センター 御前崎市 防災課 (御前崎市) 牧之原市 総務部 (危機管理課) 掛川市 危機管理課 菊川市 安全課 磐田市 自治防災課 島田市 防災課 袋井市 防災課 藤枝市 危機管理課 焼津市 危機管理課 森町 総務課 吉田町 防災課 菊川警察署 警備課 御前崎市消防本部 牧之原市相良消防本部 掛川市消防本部 菊川市消防本部 磐田労働基準監督署 御前崎海上保安署 原子力保安検査官 原子力防災専門官 中部経済産業局 総務企画部 総務課 内閣府 (内閣総理大臣) (※4) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 (原子力規制委員会) 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 (※4) 内閣府 政策統括官付 (※4) 本店 原子力部 東京支社 静岡支店 〃 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリによる通報 (一斉FAX) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所) (※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、対外情報班長 (※2) 発電所対策本部が設置されている場合は、技術班長 (※3) 発電所対策本部が設置されている場合は、発電所対策本部長 (※4) 「別表2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、連絡を行わない。 6	組織名称の見直しに伴う変更

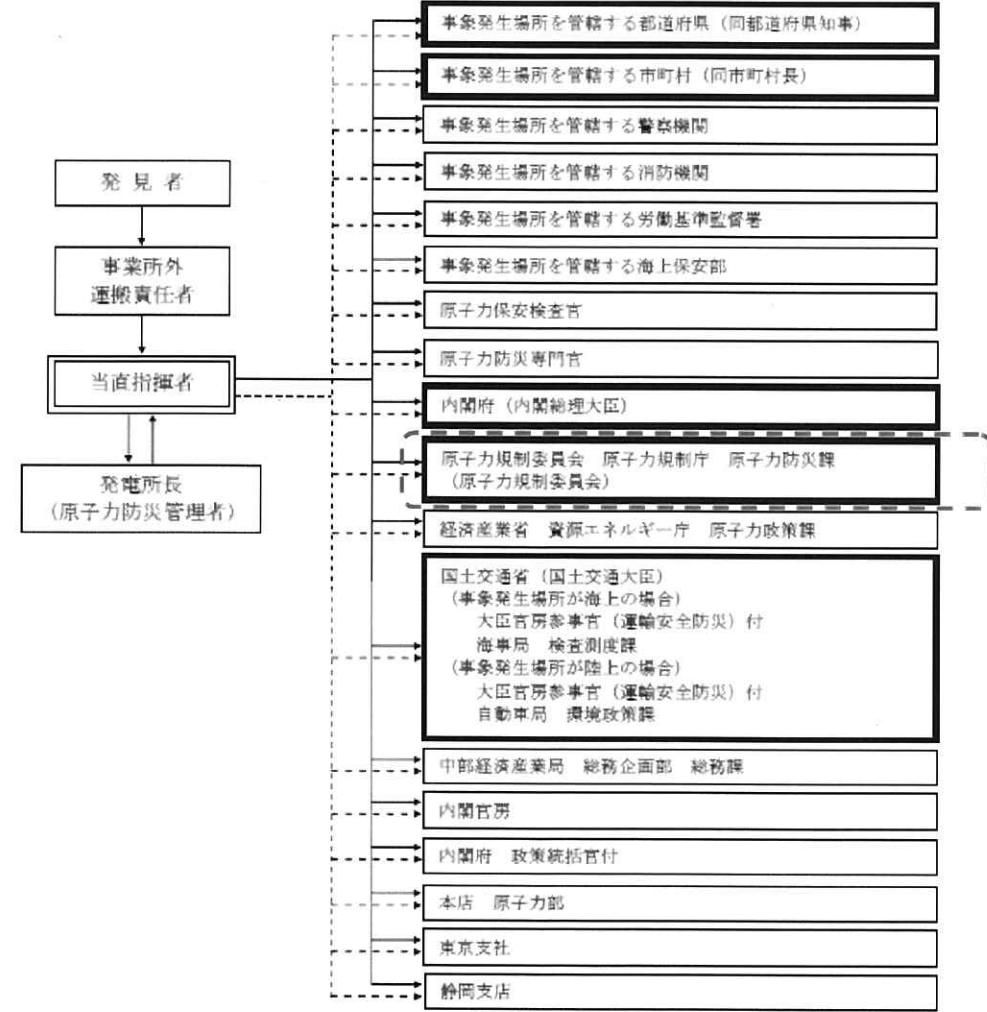
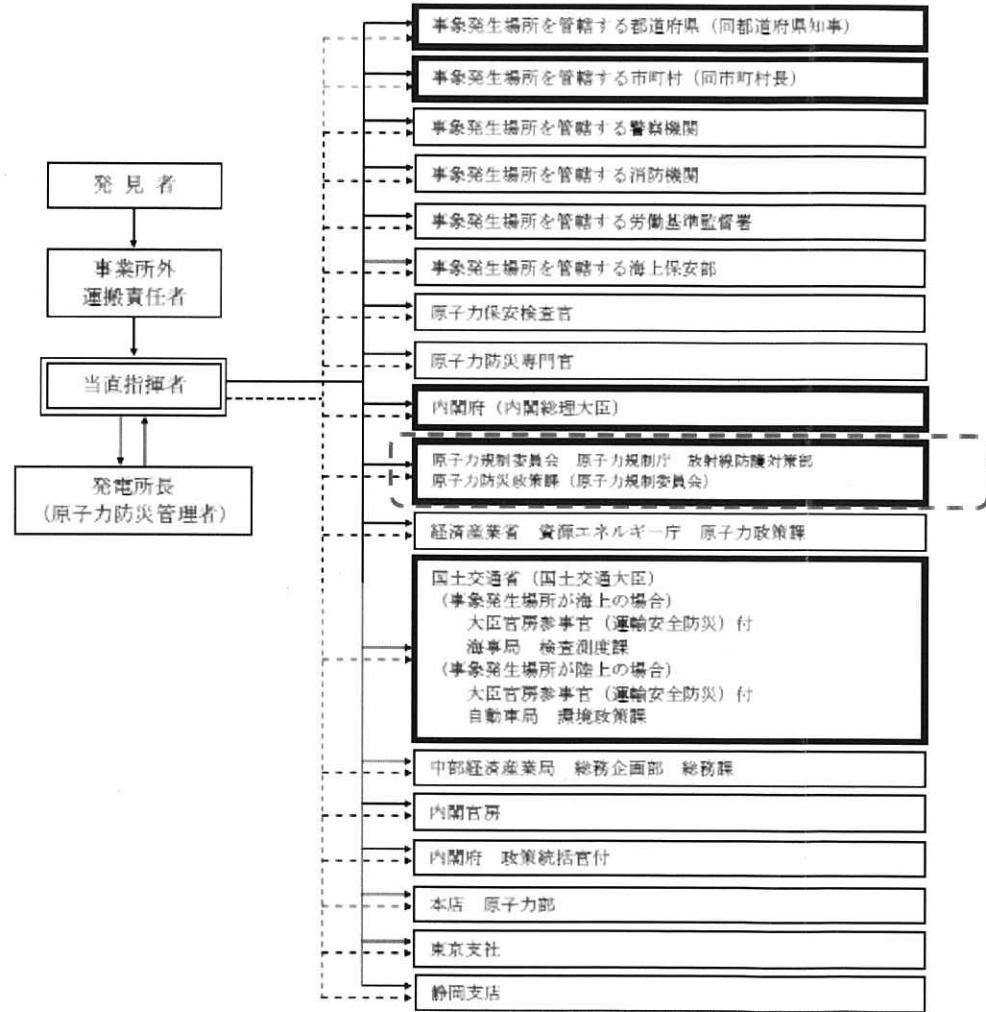
浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 変更前後対照表 (7/11)

現 行	修正案	修正理由等
別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (2/4) (2) 発電所内での事象発生時 (夜間・休祝日) (※1) → 電話又は口頭による連絡 ----> ファクシミリによる通報 (一斉FAX) [] 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所) (※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、「(1) 発電所内での事象発生時 (平日昼間)」経路図の発電所対策本部が設置されている場合による。 (※2) 「別表2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、連絡を行わない。	別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (2/4) (2) 発電所内での事象発生時 (夜間・休祝日) (※1) → 電話又は口頭による連絡 ----> ファクシミリによる通報 (一斉FAX) [] 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所) (※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、「(1) 発電所内での事象発生時 (平日昼間)」経路図の発電所対策本部が設置されている場合による。 (※2) 「別表2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、連絡を行わない。	組織名称の見直しに伴う変更

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 変更前後対照表 (8/11)

現 行	修正案	修正理由等
別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (3/4) (3) 事業所外運搬での事象発生時 (平日昼間) 総括・広報グループ 部長 (※3) 発見者 事業所外運搬責任者 原子燃料課長 (※1) (※4) 又は技術課長 (※2) (※4) 発電所長 (※5) (原子力防災管理者) 事象発生場所を管轄する都道府県 (同都道府県知事) 事象発生場所を管轄する市町村 (同市町村長) 事象発生場所を管轄する警察機関 事象発生場所を管轄する消防機関 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 (原子力規制委員会) 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 国土交通省 (国土交通大臣) (事象発生場所が海上の場合) 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 海事局 検査測度課 (事象発生場所が陸上の場合) 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 自動車局 環境政策課 中部経済産業局 総務企画部 総務課 内閣官房 内閣府 政策統括官付 本店 原子力部 東京支社 静岡支店 → 電話又は口頭による連絡 ----> ファクシミリによる通報 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所) (※1) 発電所一港間の陸上輸送時 (※2) 海上輸送等上記以外の輸送時 (※3) 発電所対策本部が設置されている場合は、対外情報班長 (※4) 発電所対策本部が設置されている場合は、技術班長 (※5) 発電所対策本部が設置されている場合は、発電所対策本部長	別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (3/4) (3) 事業所外運搬での事象発生時 (平日昼間) 総括・広報グループ 部長 (※3) 発見者 事業所外運搬責任者 原子燃料課長 (※1) (※4) 又は技術課長 (※2) (※4) 発電所長 (※5) (原子力防災管理者) 事象発生場所を管轄する都道府県 (同都道府県知事) 事象発生場所を管轄する市町村 (同市町村長) 事象発生場所を管轄する警察機関 事象発生場所を管轄する消防機関 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線防護対策部 原子力防災政策課 (原子力規制委員会) 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 国土交通省 (国土交通大臣) (事象発生場所が海上の場合) 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 海事局 検査測度課 (事象発生場所が陸上の場合) 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 自動車局 環境政策課 中部経済産業局 総務企画部 総務課 内閣官房 内閣府 政策統括官付 本店 原子力部 東京支社 静岡支店 → 電話又は口頭による連絡 ----> ファクシミリによる通報 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所) (※1) 発電所一港間の陸上輸送時 (※2) 海上輸送等上記以外の輸送時 (※3) 発電所対策本部が設置されている場合は、対外情報班長 (※4) 発電所対策本部が設置されている場合は、技術班長 (※5) 発電所対策本部が設置されている場合は、発電所対策本部長	組織名称の見直しに伴う変更

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 変更前後対照表 (9/11)

現 行	修正案	修正理由等
別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (4/4) (4) 事業所外運搬での事象発生時 (夜間・休祝日) (※)  9	別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (4/4) (4) 事業所外運搬での事象発生時 (夜間・休祝日) (※)  9	組織名称の見直しに伴う変更

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 変更前後対照表 (10/11)

現 行	修正案	修正理由等
別図2-7 緊急事態発生後の通報又は報告経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時 (※1) 「別表2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、報告を行わない。 (※2) 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 → 電話又は口頭による連絡 ---> ファクシミリ又は手渡しによる報告 □ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先(電話によるファクシミリ着信確認箇所)又は原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先	別図2-7 緊急事態発生後の通報又は報告経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時 (※1) 「別表2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、報告を行わない。 (※2) 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 → 電話又は口頭による連絡 ---> ファクシミリ又は手渡しによる報告 □ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先(電話によるファクシミリ着信確認箇所)又は原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先	組織名称の見直しに伴う変更

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 変更前後対照表 (11/11)

現 行	修正案	修正理由等
別図2-7 緊急事態発生後の通報又は報告経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時 ※ 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 → 電話又は口頭による連絡 ----> ファクス又は手渡しによる報告 □ 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先	別図2-7 緊急事態発生後の通報又は報告経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時 ※ 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 → 電話又は口頭による連絡 ----> ファクス又は手渡しによる報告 □ 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先	組織名称の見直しに伴う変更